

秋田県環境保全センター

指定管理者募集要項

令和7年7月

秋田県生活環境部環境整備課

目 次

1	公の施設の概要	1
2	指定管理者に行わせる管理の業務	2
3	管理を行わせる期間（指定期間）	2
4	施設の目標	2
5	申請をする団体に必要な資格等	2
6	管理の基準	3
7	申請の手続	3
8	選定の方法、基準及び時期	5
9	指定管理者と県との責任分担	6
10	指定管理者の業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	8
11	募集要項の交付	8
12	説明会	8
13	その他	8
14	添付資料・様式	9
	（1）指定管理者指定申請書（様式1）	10
	（2）誓約書（様式2）	11
	（3）秋田県環境保全センターの施設概要書（別紙①）	12
	（4）秋田県環境保全センター管理業務仕様書（別紙②）	14
	（5）秋田県環境保全センター条例（昭和51年秋田県条例第42号）	30
	（6）秋田県環境保全センター管理規則（昭和51年秋田県規則第47号）	32

秋田県環境保全センターの指定管理者の募集について

秋田県環境保全センターの指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称 秋田県環境保全センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢45番地他

(3) 設置目的等

県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を公共の立場から補完し、安全で信頼のおける施設として産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

(4) 規模等（※詳細は、「別紙① センター施設概要書」による。）

① 施設総面積 1,572,145 m²

② 主な施設

管理型最終処分場、浸出水処理施設（生物処理、凝集沈殿処理、ろ過処理等）、管理棟

(5) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和4年度 326,207千円

令和5年度 359,104千円

令和6年度 349,016千円

(6) センターの処分実績等（過去3年間）

（単位：トン）

種 類 / 年 度	R 4	R 5	R 6
①燃え殻	4,638.70	3,624.00	3,476.75
②無機汚泥	16,601.70	8,916.40	9,726.50
③鉱さい	4,262.85	3,504.80	3,293.85
④ダスト類	882.40	1,566.10	1,315.35
⑤有機汚泥（含水率80%以下）	7,858.05	9,055.65	8,484.70
⑥有機汚泥（含水率80%超）	574.35	690.55	632.05
⑦廃プラスチック類及びゴムくず	5,834.65	5,001.95	5,188.00
⑧廃発泡スチロール	219.55	271.75	264.00
⑨紙くず	165.60	169.30	138.95
⑩繊維くず	810.05	907.70	893.60
⑪木くず	674.25	410.20	664.20
⑫金属くず	198.05	118.00	110.45
⑬ガラス・陶磁器くず	10,561.65	11,076.20	11,548.20
⑭コンクリート・がれき類	894.90	1,434.30	999.05
⑮廃石膏ボード	11,429.25	12,626.10	10,820.35
⑯廃石綿等	188.35	212.05	202.35
計	65,794.35	59,585.05	57,758.35
搬入車台数（台）	27,698	27,901	26,453
営業日数（日）	245	244	244

2 指定管理者に行わせる管理の業務（※詳細は、「別紙② 秋田県環境保全センター管理業務仕様書」による。）

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 産業廃棄物の処理に関する業務
- (3) その他、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（予定）

4 施設の目標

施設の設置目的を達成するため、産業廃棄物の搬入・埋立及び浸出水の処理を安定的かつ確実に行うこと、特に災害等の緊急事態発生時において必要となる応急措置を迅速かつ確実に行うことを重点的な目標とする。

5 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

①県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。

②過去5年間、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する産業廃棄物並びに廃石綿等の全てに係る設置許可を有する管理型最終処分場の管理を行い、年間平均3万トン以上の処分実績を有すること。また、当該期間に、当該処分場において、別紙①に記した浸出水の処理方法と同等の方法で処理を行う浸出水処理施設の運転管理経験を有すること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

①地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

③秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開

始の決定を受けた団体を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

⑤秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

⑥役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに該当する団体

6 管理の基準

指定管理者は、次により施設を管理する必要があります。

(1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理を行うこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各種リサイクル法、秋田県環境保全センター条例(昭和51年秋田県条例第42号)など、関係する法令を遵守し、業務を実施してください。

(2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

利用者が安全に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いに関する内部規定を策定するなど、その取扱いに十分注意を払った体制を整備してください。

(4) その他

管理に関する必要な事項については、基本協定を締結のうえ定めます。

7 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

①センターに係る事業計画書(様式は任意ですが、必ずアからクについて記載してください。)

ア 申請団体の概要

- ・団体名、代表者名、設立年月日、主たる事務所の所在地、電話番号等、現在管理している施設名及び所在地と管理開始年月日

イ センターの管理に関する基本方針

ウ 県民の平等利用の確保

- ・利用者の平等な利用に対する取組み

エ 施設の設置目的の効果的な達成

- ・センターの設置目的を理解した管理方法
- ・利用者に対するサービス向上の取組み

オ 効率的な管理

- ・収支計画書(指定の期間に係る年度ごとに作成)
- ・経費縮減に向けた取組み

カ 適正かつ確実な管理を行う能力

- ・人員配置計画表（配置予定者の氏名、性別、年齢、業務経験の内容と経験年数、資格等を記載。資格証の写しを添付。新たに採用する場合は、採用に関する考え方と具体的な採用計画を記載。）
- ・職員の資質向上に向けた取組み
- ・施設及び設備等の安全、保守管理に関する計画（警備、除雪等に関する施設の維持管理計画や、設備、車両等の安全・保守管理計画などについて記載。）
- ・指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の保護及び適正な管理に関する考え方と具体的な取組み

キ 県の重点施策推進

- ・女性活躍推進に係る取組み（法令に基づく認定、県独自制度に基づく認定、表彰等を含む）

ク その他

- ・災害等の緊急事態に迅速に対応するための計画及び体制の整備に係る考え方及び具体的な内容
- ・地域住民、関連団体との連携及び信頼関係の構築並びに地域環境の保全に関する考え方及び具体的な活動計画

②定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

③申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

④申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

⑤組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

⑥役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

⑦指定の申請に関する団体の意思の決定を証する書類

⑧類似施設における業務実績（5 申請をする団体に必要な資格等（1）②に係る実績）を記載した書類

⑨秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

⑩誓約書

⑪その他知事が必要と認める書類

（2）提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部 環境整備課 廃棄物対策チーム（電話018-860-1624）

（3）提出期限

令和7年9月24日（水）午後5時15分（郵送の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更、追加等は、認めません。

（4）提出部数等

正本1部、副本10部を提出してください。

（5）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表

等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

8 選定の方法、基準及び時期

(1) 選定の方法及び基準

生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる 1 から 6 の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。

【センターの指定管理者の候補者選定の審査基準】

No	審査基準	内容	配点
1	県民の平等利用の確保	・利用者の平等な利用が確保されていること	適合しなければ失格
2	公の施設の設置目的の効果的な達成	・センターの設置目的を理解した管理がなされること ・利用者に対するサービス向上の取組みがなされること	10
3	効率的な管理	・事業計画を適切に定め、効率的な施設管理を図ること ・収支計画が適正なものであり、実現性があること ・経費縮減に向けた取組みがなされ、実現性があること	10
4	適正かつ確実な管理を行う能力	・団体の経営体制が健全であり、経理的な基礎が備わっていること ・各業務における人員配置が適切であり、職員の資質向上に積極的に取り組むこと ・施設・設備等の安全・保守管理体制が適正であること ・業務に必要な資格者・技術者等（仕様書参照）を確保していること ・個人情報の保護及び適正管理のための必要な措置が講じられること	40
5	センターの設置の目的又は性質に応じて定める基準	・管理型最終処分場の管理実績が十分あること（埋立処分、浸出水処理施設の運転管理等） ・災害等の緊急事態に迅速に対応するための計画及び体制が、具体的かつ明確に整備されていること ・地域住民、関連団体との連携及び信頼関係の構築並びに地域環境の保全に向けた活動が、適切に行われること	35
6	県の重要施策推進に係る項目	・女性活躍推進に係る取組みがなされること	5

(2) 指定管理者の選定の時期及び通知

選定は令和7年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表します。

9 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との主な責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1)管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2)緊急時の対応	①本業務の実施に関連した事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3)県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4)その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5)業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6)損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。

	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7)保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	<例示> ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。	火災保険。
(8)不可抗力 ※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9)指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10)本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

10 指定管理者の業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、県は、指定管理者に対し是正勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど、指定管理業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、指定管理者の債務不履行による損害が県に生じた場合には、指定管理者が賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

11 募集要項の交付

7 (2) に記載する場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年7月22日（火）から令和7年9月24日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封してください。

12 説明会

- (1) 日時：令和7年8月6日（水）午後1時30分
- (2) 場所：大仙市協和上淀川字雨池沢45番地 秋田県環境保全センター管理棟2階会議室
- (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに13(10)の問い合わせ先に連絡してください。

なお、参加希望者がなかった場合等は説明会を開催しないことがあります。また、説明会への参加の有無が、指定管理者の申請や選定に影響を与えることはありません。

13 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- (3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- (4) 指定期間の予算総額は、4,051,420千円（債務負担行為の設定限度額）を限度とします。ただし、指定期間の5年目に協議を行うものとします。

- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。
- (6) 指定管理料の額のうち直接経費（消耗品費、燃料費、光熱水費、小破修繕費、原材料費等）の支払実績額が支払予定額を下回ると見込まれる場合は、指定管理料の変更を行う場合があります。
- (7) センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとします。また、収入に当たっては、県が整備するキャッシュレス決済端末による受入対応を行う必要があります。なお、別途、秋田県産業廃棄物税条例（平成14年秋田県条例第73号）第8条第2項の規定による指定がなされた場合は、産業廃棄物のセンターへの搬入に対する産業廃棄物税も徴収しなければなりません。
- (8) センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第3項に基づき、県が産業廃棄物の処理を行う施設であるため、指定管理者が同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を取得することを要しません。
- (9) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、その内容や程度・頻度等に応じて、違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部若しくは全部の停止、又は指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について、指定管理者は自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとします。

(10) 問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部 環境整備課 廃棄物対策チーム

電話 018-860-1624

FAX 018-860-3835

E-mail recycle@pref.akita.lg.jp

14 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) センター施設概要書（別紙①）
- (4) センター管理業務仕様書（別紙②）
- (5) 秋田県環境保全センター条例及び秋田県環境保全センター管理規則

(様式1)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

(申請者)

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

地方自治法第244条の2第3項及び秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する
条例第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定管理者として管理を行おうとする施設の名称

秋田県環境保全センター

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地
名 称
代表者職氏名

秋田県環境保全センターの指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに該当する団体

別紙①

秋田県環境保全センター施設概要書

1 施設総面積 1, 572, 145 m²

2 事業開始日 昭和51年10月20日

3 主な施設

(1) 管理型最終処分場

区 分	A区	B区	C区	D区Ⅰ期	D区Ⅱ期－1
埋立面積	68,000 m ²	40,000 m ²	75,000 m ²	60,100 m ²	41,000m ²
埋立期間	S51～H4	H4～H8	H8～H19	H18～R4	R2～R17 (計画)

(2) 浸出水処理施設 (生物処理、凝集沈殿処理、ろ過処理等)

・処理能力

排水処理施設名	処理能力 (m ³ /日)	備 考
C区浸出水処理施設	1, 000	A～C区及びD区Ⅱ期－1処分場の浸出水を処理
D区浸出水処理施設	300	D区Ⅰ期処分場の浸出水を処理

・処理方法 …… 接触曝気＋硝化・脱窒＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌

(3) 管理棟 (鉄筋コンクリート造2階建、延床面積794 m²)

階層	用 途
1階	車路 (トラックスケール2基)、計量室、機械室 他
2階	事務室、会議室、応接室、資料室 他

4 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥 (含水率85%以下のものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、コンクリートくず及びがれき類、鉱さい、ダスト類、廃石綿等 (特別管理産業廃棄物に限る。)

※センターに搬入できない産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物のふん尿、動物の死体

5 利用時間及び休業日

(1) センター使用時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 休業日

土曜日、日曜日、休日及び12月31日～1月3日

6 使用料 (消費税含む)

	種 類	使用料の額 (50キログラムにつき)
1	燃え殻及び無機性の汚泥	720円
2	有機性の汚泥 (含水率が80%以下のものに限る。)	710円
3	有機性の汚泥 (含水率が80%を超えるものに限る。)	1, 090円

4	廃プラスチック類及びゴムくず	2, 1 1 0 円
5	廃発泡スチロール	5, 6 0 0 円
6	紙くず及び繊維くず	1, 4 9 0 円
7	木くず	1, 7 2 0 円
8	金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	6 2 0 円
9	コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	6 1 0 円
10	廃石膏ボード	1, 0 9 0 円
11	廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。以下同じ。）	5 2 0 円

7 貸与予定車両

車種区分	台数	備考
普通貨物自動車	1 台	ダンプカー
小型四輪貨物自動車	5 台	クロスカントリー車、2 t 深ダンプ、2 t トラック、ライトバン×2
特殊用途自動車	2 台	2 t トラック（凍結防止剤散布装置付） 1 0 t ダンプ
大型特殊自動車	9 台	ブルドーザ×3、ロータリー除雪車×1、除雪ドーザ×1、ショベルローダ×1、タイヤローダー×1、ホイールローダー×1、油圧ショベル×1
小型特殊自動車	1 台	パワーショベル
合計	1 8 台	

別紙②

秋田県環境保全センター管理業務仕様書

1. 搬入管理

(1) 搬入車の確認

- ① 搬入車に対し、センター入口で保健所が交付した秋田県環境保全センター使用許可証の提示を求める。
- ② 許可証に記載されている産業廃棄物の種類、車両の登録番号、使用期間、運搬受託者及び許可の条件を確認し、搬入車について当該項目ごとに照合する。
- ③ 搬入車の実態が許可証の記載事項と合致しない場合は、原則として当該搬入車の進入を禁ずる。

(2) 廃棄物の種類・受入量の確定

- ① 搬入車をトラックスケールに誘導し、車両の総量を計量する。
- ② 搬入車の帰路にあたっては、トラックスケールに立ち寄せ、車両重量を計量し、搬入時の重量と差を明確にして、実搬入量を確定する。

(3) 料金・産業廃棄物税の徴収

使用料金及び産業廃棄物税の徴収に関する事務については、関係法令等に定めるところにより適正に取り扱う。

(4) マニフェスト（産業廃棄物管理票）処理

① 紙マニフェストの場合

搬入終了後、所定欄に署名し、B 1 票、B 2 票及びC 2 票は収集運搬業者に、D票及びE票は排出事業者に返送（収集運搬業者を通じて返送する場合を含む。）し、C 1 票は自ら保存する。

② 電子マニフェストの場合

排出事業者がパソコンで入力し情報処理センターに登録したマニフェスト情報について、最終処分が終了した日から3日以内に、情報処理センターへ最終処分が終了した旨を報告する。

③ 直接搬入者用搬入申込書の場合

排出事業者自らが搬入する場合には、産業廃棄物管理票に代えて、直接搬入者用搬入申込書を提出することを認め、同申込書を受領し、保存する。

(5) 展開検査への協力

受入のチェック強化を目的として、県が年に数回実施している展開検査に協力する。

2. 埋立作業

(1) 搬入車誘導及び荷下ろし

- ① 搬入車の運転手へ搬入場所を指示し、適切に誘導する。
- ② 指定した場所に廃棄物が荷下ろしされているか、また、荷下ろしされた廃棄物に受け入れ基準に適合しないものが混入していないか監視する。
- ③ 埋立作業エリアと荷下ろしエリアを明確に区別する。

④ 標識等の保安設備により通行ルート、荷下ろしエリアを明確にする。

⑤ 搬入車の通行ルートは覆土又は転圧された箇所とする。

(2) 破砕・混合作業

① 大型の廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）は破砕して埋め立てる。

② 飛散性の高い廃棄物（焼却灰等）は、他の廃棄物との混合や適度な散水等により、飛散を防止する措置を講じて埋め立てる。

③ 廃棄物の混合を行う際には、組み合わせにより重金属等の溶出促進やガス発生等の可能性があることに留意し、必要に応じて予備試験を実施する。

④ 化学工業等の製造工程から排出された廃棄物の場合、その組み合わせや雨水等により発熱・火災が発生する可能性もあるため留意する。

(3) 敷き均し・転圧

① 廃棄物は、ブルドーザ等の重機で片押しで敷き均す。

② 出来るだけ広範囲に、一様に埋め立てる。

③ 敷き均し厚さは30～50cm程度、転圧回数は5～6往復程度とする。

④ 転圧機械の作業速度は低速で行う。

⑤ 遮水工の破損を防止するために、重機の急発進、急転回、方向転換場所の集中等を禁止する。

⑥ 法面やガス抜き管などの設備の近くでは、慎重に作業を行う

⑦ 敷き均し、転圧方向は埋立地中央から法面に向かう方向で実施する。

⑧ 転圧作業中及び作業終了後は、測量ポール等を用いて、敷き均し厚さや埋立厚の管理を実施する。

(4) 覆土

① 覆土の厚さは、覆土の目的、埋立廃棄物の種類や形状、覆土の材質等に応じて適切に設定する。

② 覆土の材質は、埋立廃棄物の種類、埋立構造等を考慮して、適宜、選択する。

③ 廃棄物を平坦に敷き均し転圧した後に、覆土材を敷き均す。

④ 平坦部の覆土は雨水排水を考慮して2～3%程度の勾配をつける。

⑤ 斜面部の覆土の勾配は緩やかにする。

⑥ 必要な覆土量を計画的に確保する。

⑦ 覆土使用量の実績を把握する。

(5) 飛散防止・防臭対策等

① 速やかな即日覆土を施工する。

② 強風時には埋立作業を中止する。

③ 埋立作業エリア周囲へ仮設設備（ネット張り、土のう積上げ等）を設置する。

- ④ 廃棄物の荷下ろし時には、必要に応じて、散水する。
- ⑤ 悪臭発生時には、悪臭成分に応じて、薬剤散布等の適切な対策を講じる。
- ⑥ 衛生害虫獣対策として
 - ・ 側溝や道路の不陸等に溜まり水が発生しやすい箇所を点検、清掃する。
 - ・ 埋立地内にも陥没箇所を発生させないよう追加の覆土施工や不陸整正を実施する。
 - ・ 衛生害虫獣の発生状況に応じて、薬剤散布、爆音機等の適切な対策を講じる。なお、騒音を発生させる方法を用いる場合は、周辺への騒音に留意する。

3. 浸出水処理施設運転

(1) 水質管理目標について

C区及びD区浸出水処理施設では、以下の水質管理目標値を遵守した適切な運転管理を行うこと。

水質管理目標値

項目	C 区	D 区
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/ l)	10 以下(年平均 5 以下)	10 以下(年平均 5 以下)
化学的酸素要求量(COD) (mg/l)	20 以下(年平均 10 以下)	20 以下(年平均 10 以下)
浮遊物質(SS) (mg/ l)	10 以下(年平均 5 以下)	10 以下(年平均 5 以下)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) (mg/ l)	5 以下	5 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂) (mg/ l)	30 以下	30 以下
フェノール類含有量(mg/l)	0.5 以下	0.5 以下
銅含有量(mg/l)	1.0 以下	1.0 以下
亜鉛含有量(mg/ l)	2 以下	2 以下
溶解性鉄含有量(mg/l)	10 以下	10 以下
溶解性マンガン含有量(mg/l)	10 以下	10 以下
クロム含有量(mg/ l)	2 以下	2 以下
大腸菌数(CFU/ml)	日間平均 800 以下	日間平均 800 以下
窒素含有量(mg/ l)	10 以下(年平均 5 以下)	10 以下(年平均 5 以下)
リン含有量(mg/l)	16 以下(年平均 8 以下)	16 以下(年平均 8 以下)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	0.005 以下	0.005 以下
カドミウム及びその化合物(mg/ l)	0.03 以下	0.03 以下
鉛及びその化合物(mg/l)	0.1 以下	0.1 以下
有機リン(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)(mg/ l)	0.5 以下	0.5 以下
六価クロム化合物(mg/ l)	0.2 以下	0.2 以下
砒素及びその化合物(mg/l)	0.1 以下	0.1 以下

シアン化合物(mg/ l)	0.1 以下	0.1 以下
ポリ塩化ビフェニル(mg/ l)	0.003 以下	0.003 以下
トリクロロエチレン(mg/ l)	0.1 以下	0.1 以下
テトラクロロエチレン(mg/l)	0.1 以下	0.1 以下
ジクロロメタン(mg/ l)	0.2 以下	0.2 以下
四塩化炭素(mg/l)	0.02 以下	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	0.04 以下	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン(mg/ l)	0.2 以下	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	0.4 以下	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	3 以下	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン(mg/ l)	0.06 以下	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	0.02 以下	0.02 以下
チウラム(mg/ l)	0.06 以下	0.06 以下
シマジン(mg/l)	0.03 以下	0.03 以下
チオベンカルブ(mg/ l)	0.2 以下	0.2 以下
ベンゼン(mg/l)	0.1 以下	0.1 以下
セレン及びその化合物(mg/ l)	0.1 以下	0.1 以下
1,4-ジオキサン(mg/ l)	0.5 以下	0.5 以下
ほう素及びその化合物(mg/l)	10 以下	10 以下
ふっ素及びその化合物(mg/ l)	8 以下	8 以下
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸及び硝酸化合物(mg/ l)	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で 100 以下	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で 100 以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/l)	10 以下	10 以下

(2) 運転管理について

浸出水処理施設内各設備の運転管理は以下のとおりとし、詳細については運転マニュアル、取扱説明書、完成図書等によるものとする。

① 流入調整設備

- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。
- ・予備機のある機器類については、運転計画に基づき一定期間ごとに交互切り替えを行う。
- ・使用時のみ起動する機器類については、設備状況に合わせて適時運転を行う。
- ・原水ピット等に沈殿する沈砂等については適時搬出し、適切に処分する。

② pH調整等設備

- ・水酸化ナトリウム、硫酸を注入して、pHを中性付近にし、栄養源としてリン酸を注入するほか、冬期間は加温ボイラーにより生物処理に適した温度に加温する。
- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。

③ 生物処理設備

- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。

④ 凝集沈殿処理設備

- ・凝集剤、高分子凝集助剤等を注入して、CODや懸濁物質等の沈殿分離を行うほか、水酸化ナトリウム、硫酸を注入してpH調整を行う。
- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。

⑤ 高度処理設備

- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。
- ・予備機のある機器類については運転計画に基づき一定期間ごとに交互切り替えを行う。
- ・使用時のみ起動する機器類については設備状況に合わせて適時運転を行う。
- ・砂ろ過塔や活性炭吸着塔は、性能に限界のある充填材を使用しているため、ろ過及び吸着性能を確認し、必要に応じて交換作業を行う。

⑥ 消毒放流設備

- ・各機器の運転は原則として常時自動運転とするが、水質及び水量の変動に伴う運転効率への影響等を勘案し、必要に応じて各機器の休止又は運転を適時判断し、最適な運転を行う。
- ・予備機のある機器類については運転計画に基づき一定期間ごとに交互切り替えを行う。
- ・使用時のみ起動する機器類については設備状況に合わせて適時運転を行う。
- ・処理水質に異常が認められた場合は、放流を中止し、流量調整槽へ送水する。

⑦ 汚泥処理設備

- ・一部の機器類を除き機器の起動は手動となる。
- ・脱水機の運転については汚泥性状、助剤の注入量、分離液の性質等に常時注意し、効率運転を行う。
- ・脱水ケーキは含水率等を確認の上、ホッパーからトラックにより、処分場に搬出する。

4. 施設維持管理

(1) 日常点検・定期点検

以下のとおり点検管理を行い、異常を発見したときは、適切な措置を講ずる。

①建設機械、車両

管理項目	・ 本体及び作業装置の破損・変形 ・ 部品等の脱落 ・ オイル漏れ、冷却水漏れ ・ 各箇所への給油脂 ・ 始動スイッチ、始動モーターの作動 ・ エンジンの異常音、排気色 ・ 各種計器の作動 ・ ラジエーター、不凍液、ファン ・ 各クラッチ、ブレーキ、操作レバー、ペダルの作動 ・ アーム、バケットの作動、連結状況 ・ 警報器、ランプ、ミラー ・ 燃料の量
管理頻度	作業前、作業終了後各 1 回／日
管理方法	・ 動作確認 ・ 目視 ・ 定期的に洗浄

②トラックスケール

管理項目	・ 計測部の作動※ ・ コンピュータの作動（記録、データ集計等）※ ・ 機械部品の異常（ボルトの緩み、部材変形、損傷等の有無） ・ 電気回路の電気抵抗 ・ 周辺環境状況（周辺地盤沈下等） ・ 腐食状況
管理頻度	※については毎日、他の項目については適宜
管理方法	・ 動作確認 ・ 電気抵抗測定 ・ 目視 ・ 定期的に清掃 ◎定期修理は年 1 回以上実施

③D 区処分場

〈浸出水集排水管〉

管理項目	・ 管内のスケール付着 ・ 水はけ ・ バルブの固着、詰まり
管理頻度	1 回／月
管理方法	・ 目視 ・ 降雨量と浸出水量の照合
補修対策	・ 異常箇所を推定し、ポンプ等による浸出水処理施設への導水 ・ スケールの除去

〈遮水シート（高密度ポリエチレン樹脂）〉

管理項目	・ 廃棄物、土砂等の堆積 ・ 穴あき、引裂き傷、ひび割れ ・ 異常な伸び ・ シートの軟化、硬化、劣化
------	--

	・シートの膨らみ、へこみ ・接合部の剥がれ（シート間、構造物とシート） ・端末シールの欠損、隙間 ・降雨後の湛水状況 ・シート下部地盤の状況 ・固定工の割れ、持ち上がり
管理頻度	作業前 1 回、作業中 1 回／日
管理方法	目視
補修対策	・損傷箇所の取替え、接合部の接合直し ・補修材による遮水シートの修復 ・下地地盤の改良

〈ガス抜き管〉

管理項目	・破損、傾斜 ・目詰まり等による機能低下
管理頻度	・埋立作業箇所近傍 毎日 ・埋立作業箇所遠方 1 回／週
管理方法	・目視 ・必要に応じ、ガスの測定を実施 ・定期検査（1 回／年以上） ◎埋立の進捗状況に合わせて嵩上げする
補修対策	・傾斜の修復、蛇籠の補修、碎石補充等の対応

〈地下水集排水管〉

管理項目	・地下水集排水出口における水量 ・地下水集排水出口における水質
管理頻度	1 回／月
管理方法	・流量計測（特に、季節による変動パターンを把握） ・水質分析

④ A、B、C 区処分場

D 区処分場に準じて実施する。

⑤ 浸出水処理施設

日 常 管 理	設備名		管理項目
	流入調整設備	調整池、沈砂槽、流量調整槽	水位、堆積物の除去、攪拌・発泡状況、流入廃棄物の除去、ポンプの稼動状況、原水配管の目詰まり状況、流量計の稼動状況
	生物処理設備	pH調整槽、BOD酸化槽、硝化槽、脱窒槽、再ばっ気槽	ばっ気状態、色相、SV、発泡、消泡状況、生物膜付着状況、上澄み水濁度、浮遊物混入、スカム発生状況
	凝集沈殿処理設備	脱炭酸槽、混和槽、凝集槽、凝集沈殿槽、中和槽	フロックの形成状況、上澄み濁度、浮遊物混入、スカム発生状況、発泡
	高度処理設備	ろ過原水槽、活性炭原水槽、処理水槽	層厚、処理水へのろ材及び活性炭混入有無（特に、材料入替え当初）、色度及び臭気の状況、目詰まり状況（差圧

		の確認)
放流設備	消毒槽、放流槽	発泡状況
汚泥処理設備	汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽	スカム発生状況、ばっ気状態、脱水ケーキ含水率状況
その他設備		流入量、放流量、循環水量、pH電極等の汚れ、スケール付着の有無、設定値の確認
機器		ポンプ、送風機の作動状況（吐出圧、振動、騒音）、軸受、電動機の温度、電流値、タンクの漏水、弁の漏水・振動・作動、計器の作動

定	設備名	管理項目
期 管 理	生物処理設備	生物相（顕微鏡等による検査）
	凝集沈殿処理設	凝集沈殿の最適薬注率、電食等の有無状況
	薬品タンク等	残液量、予備品の数量
	機器	水中ポンプの絶縁抵抗、計器の更正、軸受の摩耗、潤滑油の交換※、グリースアップ※
	頻度	1回／週～1回／月、※については1回／6ヶ月

⑥自家用電気工作物

管理項目	変圧器、引込ケーブル、コンデンサ、高・低圧動力盤、高・低圧電灯盤、受電設備、電線路及び配電設備、負荷設備等の外観点検、動作確認等
管理頻度	1回／月（低圧絶縁監視装置を設置している場合には、1回／2ヶ月とする）
管理方法	目視、絶縁診断測定

⑦管理棟

管理項目	建物の破損等
管理頻度	適宜
管理方法	目視

⑧道路施設

管理項目	・路面の汚れ、廃棄物の散乱、路面への落石、崩土 ・路面破損（穴あき、わだち、亀裂等） ・路側、路肩の崩壊、穴あき ・法面の破損、崩落、湧水 ・擁壁等の損傷、沈下 ・標識等の損傷、汚れ
管理頻度	1回／週以上
管理方法	目視
清掃作業	・路面に散乱した廃棄物や土砂の除去 ・路面の汚れ、標識等の汚れの清掃 ・路肩や法面の雑草の除去 ◎必要に応じて散水を実施

⑨ビオトープ

管理項目	・池の藻の除去及び泥上げ ・周辺の刈り払い
管理頻度	適宜
管理方法	目視その他同等の方法による確認 ◎危険箇所を発見した場合、速やかに補修を行う

(2) 法定点検

項目	根拠法令	内容	期間
車両系建設機械 (4 台)	労働安全衛生規則	定期自主検査、特定 自主検査	(項目に応じて) 1 回/1 ヶ 月又は1 年
一般車両 (11 台)	道路運送車両法	法定点検	(車種に応じて) 1 回/3 ヶ 月・6 ヶ月・12 ヶ月
		継続検査 (車検)	(車種に応じて) 1 回/1 年 又は2 年
トラックスケール (2 台)	計量法	定期検査	1 回/2 年
遠心機械(脱水機)	労働安全衛生規則	定期自主検査	1 回/1 年
発動発電機	消防法	機器点検	1 回/6 ヶ月
		総合点検	1 回/1 年
消火器、自動火災 報知器、消火栓	消防法	機器点検	1 回/6 ヶ月
		総合点検	1 回/1 年
A 重油地下タンク (10kℓ)	消防法	漏洩検査	1 回/1 年
浄化槽 (30 人槽、 10 人槽、5 人槽)	浄化槽法	定期検査	1 回/1 年
ホイストクレーン (4 台)	クレーン等安全規則	定期自主検査	1 回/1 ヶ月及び1 年
低温恒温器 (D 区分析室)	フロン排出抑制法	簡易点検	1 回/3 ヶ月
パッケージエアコン (D 区排水処理)	フロン排出抑制法	定期点検	1 回/3 年
パッケージエアコン 8 台 (D 区排水処理 1 台、C 区排水処理 2 台、管理棟 4 台、 D 区詰所 1 台)	フロン排出抑制法	簡易点検	1 回/3 ヶ月

(3) 補修

- ① 施設及び機器の小破修繕については、原則として、指定管理料をもって実施する。
- ② 施設の大規模修繕については、県が実施する。
- ③ 詳細については、協議の上、定める。

(4) 除雪

降雪時には、運搬道路、市道及び構内を除雪して搬入車の進入を円滑にする。(市の除雪が遅れた場合は、国道13号線の搬入口から排水処理施設までの市道に関しても、除雪を行う。)

(5) 刈り払い・植栽管理

処分場及び周辺の刈払い及び樹木の防除を行う。

5. 緊急時対応

(1) 緊急対応マニュアルの作成

災害等の緊急事態が発生した場合のマニュアルを作成する。

(2) 自主防災組織の整備

自主防災組織を整備する。

(3) 防災訓練の実施

防災訓練を年1回以上実施する。

(4) 連絡体制の整備

連絡体制を整備し、県に提出する。

6. 報告等

(1) 業務計画書の作成・提出

協定第21条第1項に規定する県が指定する期日とは、当該業務計画書に係る年度の前年度の3月25日(秋田県の休日を定める条例第1条第1項第1号又は第2号に規定する県の休日に当たるときは、その翌日とする。次項において同じ。)とする。

(2) 月例報告書の作成・提出

協定第22条に規定する県が指定する期日とは、翌月20日とする。ただし、収支状況に関する事項については四半期毎とする。

(3) 事業報告書の作成・提出

協定第23条第1項に規定する県が指定する期日とは、当該事業に係る年度の翌年度4月30日とする。

7. 労働安全

(1) 安全衛生管理計画の作成・提出

安全衛生管理計画を作成の上、県へ提出する。また、内容について作業員等へ周知する。

(2) 最終処分作業の安全衛生管理基準の遵守

「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」(令和3年5月 公益社団法人全国産業資源循環連合会安全衛生委員会)第87条から第89条を遵守する。

8. 情報管理

(1) 記録管理

次に定める記録を作成し、5年間保管すること。

① 受入廃棄物の搬入管理記録

受入年月日、排出事業者名、廃棄物種類、数量等について記録する。

② 点検・補修記録

- ・埋立作業管理日報を作成する。
- ・浸出水処理施設管理票(毎日、週間、月間、年間)を作成する。
- ・補修記録票を作成する。

③ 出来形記録

埋立高の計測や地形測量又は縦横断測量により、出来形を把握し、エリアマップ等に記録する。

④ 沈下量記録

埋立地表層の定期的な測定により、沈下量を把握し、記録する。

⑤ 環境管理記録

・水質等の分析結果を記録する。

調査対象	調査地点	検査項目	検査頻度
浸出水 ・原水	A・B・C 区	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌数、窒素含有量、燐含有量、電気伝導率、塩化物イオン	2回／年
		ダイオキシン類（A 区のみ）	1回／年
	D 区（D6, 7 区画及び D5 区画）	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的	2回／年

		酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌数、窒素含有量、リン含有量、電気伝導率、塩化物イオン	
放流水	C 区	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数、窒素含有量、リン含有量、電気伝導率、塩化物イオン	1 2 回／年
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量	1 2 回／年
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、1,4-ジオキサン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6 回／年
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	2 回／年
	D 区	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数、窒素含有量、リン含有量、電気伝導率、塩化物イオン	1 2 回／年
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、1,4-ジオキサン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量	6 回／年

地下水		有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量	
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	2回／年
	B 区地下集配水管、	電気伝導率、塩化物イオン	1 2回／年
	C-1 区地下集配水管、	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ダイオキシン類	1 回／年
	C-2 区地下集配水管		
	D 区地下集配水管	水素イオン濃度、電気伝導率、塩化物イオン	1 2回／年
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ホウ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	4回／年
	A 区観測井戸（上・下流）、	電気伝導率、塩化物イオン	1 2回／年
	B 区観測井戸、	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ダイオキシン類	1 回／年
	C-1 区観測井戸		
	D 区観測井戸（上・下流）	水素イオン濃度、電気伝導率、塩化物イオン	1 2回／年
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエ	2 回／年

		チレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ホウ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	
水道水源	淀川簡易水道水源井戸 第2水源	水素イオン濃度、電気伝導率、塩化物イオン、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ホウ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	2回／年
河川水	古種沢川	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数、窒素含有量、リン含有量、電気伝導率、塩化物イオン、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ホウ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6回／年
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン	2回／年
悪臭	D区（3か所） 及び 敷地境界	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、臭気濃度、臭気強度	3回／年

発生ガス	A・B・C 区	メタン、硫化水素	1 回／年
発生ガス	D 区（3 か所）	メタン、二酸化炭素	3 回／年

◎規制項目の分析は第三者機関で実施し、計量証明書を受領する。

- ・埋立ガス測定結果を記録する。

項目	方法
気温	ガラス製温度計等による
ガス温度	熱電対式等の温度計による
酸素濃度、可燃性ガス、硫化水素、一酸化炭素	ガス検知器又はガス検知管等による
埋立地内温度	既設のガス抜き管等を利用して、熱電対式等の温度計で測定を実施
測定頻度	A 区、B 区… 1 回／月以上 C 区 … 1 回／週以上 D 区 … 1 回／週以上

（２）維持管理情報の公開

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定により公表しなければならないとされる維持管理の状況に関する情報を定期的にインターネットにより公表する。

9. 使用料の徴収

- （１）使用料の後納承認申請があった場合は、秋田県環境保全センターの使用料の後納に係る取扱要領に従って適正に事務を行う。
- （２）使用料の徴収に当たっては、県が整備するキャッシュレス決済端末による受入対応を行う。

10. その他

- （１）見学者対応
見学の希望があった場合には、親切に対応する。
- （２）周辺団体への協力
協和土地改良区、仙北西部漁協組合、千着水利組合、中淀川集落等の周辺団体が主催する事業等へは積極的に協力する。
- （３）責任賠償保険
利用者に係る保険に加入する。
- （４）資格者・技術者等
以下に掲げる資格・技能者を配置する。
 - ・産業廃棄物最終処分場技術管理者（専従）
 - ・公害防止管理者（水質 4 種以上）
 - ・大型車運転免許
 - ・大型特殊車両運転免許
 - ・車両系建設機械運転技能者（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）
 - ・不整地運搬車運転技能者
 - ・小型移動式クレーン運転者
 - ・玉掛作業員
 - ・危険物取扱者（乙種 4 類又は甲種）
 - ・電気工事士（2 種以上）
 - ・酸素欠乏・硫化水素作業主任者

・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

(5) 業務委託

本業務の一部について第三者に委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける。

(6) その他の業務等

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は双方で協議し、決定する。

秋田県環境保全センター条例をここに公布する。

秋田県環境保全センター条例

(設置)

第一条 産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、秋田県環境保全センター（以下「センター」という。）を大仙市協和上淀川字雨池沢四十五番地に設置する。

(取り扱う産業廃棄物)

第二条 センターで取り扱う産業廃棄物の種類及び性状は、規則で定める。

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料の徴収)

第四条 センターを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、センターを使用させるときに徴収する。ただし、規則で定める場合は、使用させた後に徴収する。

(使用料の減免)

第四条の二 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消し及び使用の中止命令)

第五条 知事は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

一 この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 センターの秩序を乱す行為をしたとき。

三 第三条第二項の条件に違反したとき。

(指定管理者による管理)

第六条 センターの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備の維持管理に関する業務

二 産業廃棄物の処理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

(管理の基準)

第八条 指定管理者は、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセ

ンターの管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表（第四条関係）

区分	使用料の額（五十キログラムにつき）
一 燃え殻及び無機性の汚泥	七二〇円
二 有機性の汚泥（含水率が八十パーセント以下のものに限る。）	七一〇円
三 有機性の汚泥（含水率が八十パーセントを超えるものに限る。）	一、〇九〇円
四 廃プラスチック類及びゴムくず	二、一一〇円
五 廃発泡スチロール	五、六〇〇円
六 紙くず及び繊維くず	一、四九〇円
七 木くず	一、七二〇円
八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	六二〇円
九 コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	六一〇円
十 廃石膏ボード	一、〇九〇円
十一 廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。）	五二〇円

備考

- 一 産業廃棄物の重量が五十キログラム未満であるときは五十キログラムとし、産業廃棄物の重量に五十キログラム未満の端数があるときは当該端数を五十キログラムとする。
- 二 センターを使用する者に係る産業廃棄物がこの表の二以上の区分に属する産業廃棄物である場合の同表の規定の適用については、その者に係る産業廃棄物のうち使用料の額が最高額の区分以外の区分に属する産業廃棄物を当該二以上の区分のうち使用料の額が最高額の区分に属する産業廃棄物とみなす。

秋田県環境保全センター管理規則

昭和五十一年十月十九日

秋田県規則第四十七号

秋田県環境保全センター管理規則をここに公布する。

秋田県環境保全センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県環境保全センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(取り扱う産業廃棄物)

第二条 秋田県環境保全センター条例（昭和五十一年秋田県条例第四十二号。以下「条例」という。）

第二条の産業廃棄物の種類及び性状は、別表のとおりとする。

(使用時間)

第三条 センターの使用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(休業日等)

第四条 センターの休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月三十一日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第五条 条例第三条第一項の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 センターの管理上支障があると認められるとき。

(許可証の交付)

第六条 知事は、条例第三条第一項の規定により使用の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、別に定めるところにより、許可証を交付する。

(許可証等の提示)

第七条 産業廃棄物をセンターに搬入しようとする者は、知事が指定する者に、搬入の都度、前条の許可証（搬入を委託された者にあつては、その写し）を提示しなければならない。

(使用料の後納)

第八条 条例第四条第二項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がセンターを使用する場合
- 二 事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する中間処理業者を含む。）が継続してセンターを使用すると認められる場合（産業廃棄物の帰属）

第九条 センターに受け入れた産業廃棄物は、県に帰属する。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第十条 条例第六条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のセンターの使用時間及び休業日は、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則 略

別表（第二条関係）

種類	性状
燃え殻	安定無害化したもので含水率が八十パーセント以下のもの
汚泥	無機性の汚泥にあつては安定無害化したもので含水率が八十パーセント以下のもの、有機性の汚泥にあつては安定無害化したもの。ただし、含水率が八十パーセントを超える有機性の汚泥については、知事が認めるものに限る。
廃プラスチック類	
紙くず	

木くず	
繊維くず	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず及び陶磁器くず	
コンクリートくず及びがれき類	
鉱さい	安定無害化したもの
ダスト類	安定無害化したもので、含水率が八十パーセント以下であり、かつ、飛散しないよう措置を講じたもの
廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。）	大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包したもの